四　新個人年金保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ　当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ　当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ　当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五　旧個人年金保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六　損害保険契約等　次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第三百十四条の二第九項中「その他の老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加える。

第三百十四条の四第二項中「、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在」を削る。

第三百十四条の六第一号イの表(1)中「扶養親族」の下に「（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）」を加え、同表(6)を削り、同表(5)中「(6)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)を同表(5)とし、同表(3)を同表(4)とし、同表(2)中「(3)」を「(4)」に改め、同表(2)を同表(3)とし、同表(1)の次に次のように加える。

(2)　同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者一人につき二十二万円

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族（に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表(9)を削り、同表(10)中

(i)　人扶養親族一人につき十三万円 (ii)　当該老人扶養親族が特別障害者である場合　当該特別障害者一人につき十五万円	(i)に掲げる場合以外の場合　当該老人扶養親族一人につき十三万円

を

に

改め、同表(10)を同表(9)とする。

第三百十七条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　扶養親族に関する事項

第三百十七条の三の次に次の二条を加える。

（個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第三百十七条の三の二　所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該給与支払者の氏名又は名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3　前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第三百十七条の三の三　所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該公的年金等支払者の名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。